

久留米市広告付き AED 設置事業 事業提案募集要項

久留米市では、市有財産を有効活用した新たな財源を確保するため、市の施設に広告付き AED を設置する事業者を募集します。

1 事業概要

- (1) 設置事業者は、市の施設に広告付き AED 等を設置し、市に広告料を納付する。
- (2) 広告付き AED の設置、維持管理、運営、広告募集、撤去等、本事業の全ては、設置事業者の負担と責任において行うものとする。
- (3) 広告付き AED 等の設置費用の他、事業の実施に係る一切の費用(配線工事費、維持管理費、撤去及び現状復帰費、広告主の募集や広告等の作成にかかる費用、その他全ての費用)については設置事業者の負担とし、市の費用負担は発生しないものとする。

2 設置予定施設

下表に挙げる施設全てに広告付き AED 又は AED 単体を設置するものとして提案を行うこと。

施設番号	施設名	設置台数	広告 1 面あたり 広告料最低価格	設置条件
1	本庁舎	1 台	12,000 円	別紙「施設別広告付き AED 設置箇所・運用条件」を参照
2	田主丸総合支所	1 台	1,000 円	
3	北野総合支所	1 台	1,000 円	
4	城島総合支所	1 台	1,000 円	
5	三潞総合支所	1 台	1,000 円	

3 設置期間

設置期間は令和3年9月1日から1年間とする。

ただし、施設の管理上支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和4年9月1日から7年間を限度に、1年を単位として契約の更新を申請できるものとする。なお、AED本体は必ず令和3年9月1日までに設置し、本来の機能を発揮するものとする。

4 広告付き AED の仕様

本事業において設置可能な広告付き AED は、以下のタイプまたは AED 単体（収納ボックスを含む）とし、AED は別紙「AED 仕様書」を満たすものとする。

「一体型」

収納ボックスを含む AED 本体と広告部分が一体となったものであり、全体の寸法が概ね幅 850×奥行き 800mm×高さ 1,200mm 以内、広告部分の寸法が縦横比 16:9 で 43 インチ以内又は A1 サイズ以内のもの。

「セパレート型」

収納ボックスを含む AED 本体と広告部分を別に設置するものであり、広告部分の寸法が縦横比 16:9 で 43 インチ以内又は A1 サイズ以内のもの。

5 広告付き AED の設置・維持管理等の条件

機器の設置、維持管理、運営等は、以下の項目ならびに別紙「施設別広告付き AED 設置箇所・運用条件」に沿って行うこと。

- (1) 設置物は施設の景観や特性に十分配慮した外形とし、広告部分以外への広告掲載は行わないこと。
- (2) 設置事業者名ならびに広告に関する問い合わせ先その他、AED 本体の維持管理が広告料で賄われている旨の説明を明記すること。
- (3) 広告部分にモニターを使用する場合は液晶等薄型画面のものとし、省エネルギー対策を講じるとともに、電源の入切はタイマー等で自動制御ができること。また、タイマーの時間設定は施設の開館時間とし、開館時間の変更に伴い、任意に変更ができること。
- (4) 設置の事前に、施設管理者と構造、設置場所、設置方法に関する最終的な協議を行い、施設の管理運営や災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。また、施設の担当者に操作方法等の説明を行うこと。
- (5) 機器の設置、撤去、清掃、広告の変更作業やその他の維持管理等により施設内で作業を行う場合は、事前に施設管理者と日程調整を行うこと。
- (6) 転倒防止等の安全措置や機器及び広告の状況について定期的に点検等を実施し、迅速かつ適切に、必要な修繕、改善、広告内容の変更等の対応を行うこと。また、施設管理者から施設管理上必要な移設や広告内容の変更等の指示があった場合は、これに従い適切に対応すること。
- (7) 広告付き AED に関して生じた事故・トラブルに対し、施設利用者等から苦情や損害賠償の請求がなされた場合は、市の責めに帰すべき理由がある場合を除き、設置事業者の責任及び負担にて解決し、速やかに市へ報告すること。
- (8) 広告付き AED の撤去の際は原状回復を行い、施設管理者の承認を得ること。

6 掲載広告の条件

- (1) 広告は、「久留米市広告事業実施要綱」及び「久留米市広告掲載基準」に沿った内容とすること。なお、動画や著しく頻繁に広告内容を切り替える映像の放映を不可とする。
- (2) 広告主及び広告内容は、掲載開始予定日から十分な期間を設けて市と事前協議を行ったうえで決定すること。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

広告付きAED設置事業提案書(様式1)及び任意様式の資料を添付し、原本1部及び副本8部(コピー可)の計9部を提出期間内に持参又は郵送にて提出してください。

なお、用紙サイズについては、図面等を除いてA4サイズに統一することとし、図面等でA4サイズを超過するものは、A4サイズに折り込んでください。

(事業提案書への記載事項)

- ・ 広告付きAEDの規格・立面図等
- ・ AEDのメンテナンス方法
- ・ 広告募集方法、選定基準(広告要項や広告掲載基準への準拠など)、広告主の見込み
- ・ 広告内容決定に際しての市との協議方法
- ・ その他のアピールポイント等

(2) 提出期間

受付期間	令和3年6月21日(月)から令和3年7月9日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く。 郵送による場合は令和3年7月9日午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付すること。
提出先	〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市総務部財産管理課(久留米市庁舎10階) TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712

8 選考方法

事業提案書の内容と提示された申込価格と総合的に比較評価し、採用者を決定します。なお、提出された書類について、この募集要項で示した設置条件等を満たさないことが明らかな場合は失格扱いとします。

内容審査は原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

(1) 事業評価

事業提案について、以下の評価項目に基づく評価分類ごとに評価したうえで採点し、その合計を事業評価点(50点満点)とします。

No.	評価項目	配点
1	AED本体のメンテナンスは適切かつ確実であり、実行体制が確保されているか。	30
3	広告募集方法は現実的であり、掲載者(広告主)が安定的に確保できる見込があるか。	10
4	掲載広告について、市が示す基準に合致したものとするための協議・調整等が適切に確保できるか。	10
合 計		50

(2) 価格評価

提案された希望価格について、次の算式により価格評価点(50点満点)を算出します。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{希望価格}}{\text{最も高い希望価格}} \times 50 \text{ 点}$$

(3) 総合評価

事業評価点(50点満点)と価格評価点(50点満点)の合計を総合評価点(100点満点)とし、最高点を得たものを契約予定者とします。なお、総合評価点と同点の場合は価格評価点が高い方を上位とします。

(4) 設置事業者の決定

結果については、7月中旬を目途に書面により応募者に通知します。

その後、設置に向けた協議を行い、協議が整ったうえで広告付きAEDの設置に関する契約を締結します。

なお、協議が整わない場合は該当者による設置を見送り、次点となった者等と改めて協議をすることがあります。

9 特記事項

(1) 提出書類の取扱い

一旦、市が受領した提出書類については、返却いたしません。また、軽微な修正を除き、変更は認めません。

提出書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令(条例、規則を含む)の規定に違反している場合には失格となります。

(2) 著作権、公表等に関する取扱い

本件に関して応募者が作成し提出した書類についての著作権は、応募者に帰属します。

なお、選定終了後、事業提案の概要について公表することがあります。また、久留米市情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合は、提出書類を開示できるものとします。

(3) 料金の支払い

契約後、設置年度ごとに、年額を一括でお支払いいただくこととしています。なお、納入された料金は、原則として返還いたしません。

問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市総務部財産管理課(久留米市庁舎10階)
(担当:有村・松木)
TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712